

## 高齢者生き生きパートナー事業実施要綱

### (目的)

第1条 高齢者の健康づくりを支援する活動を行う法人等を「高齢者生き生きパートナー」(以下「パートナー」という。)として登録し、広く周知することにより、高齢者が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めることを目的とする。

### (登録の申請)

第2条 パートナーの登録を希望する法人等は、「高齢者生き生きパートナー登録申請書」(様式第1号)及び「誓約書」(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合は、別途、資料等の提出を求めることができる。

### (登録条件)

第3条 パートナーとして登録を希望する法人等は、次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

(1) 福岡市内で高齢者の健康づくりを支援するため、場の提供(運動施設や会議室等)を無償あるいは低額で地域へ開放することをいう。以下同じ。)を行っていること。

(2) 代表者、役員等が、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当せず、また密接な関係を有しないこと。

(3) その他、本事業に関する信頼を失わせることがないこと。

### (登録)

第4条 市長は、第2条の規定により申請を行った法人等が、第3条各号に掲げる事項をすべて満たすときは、パートナーとして登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を行った法人等(以下「登録事業者」という。)に、「登録証」を交付する。

### (登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、第1条の目的を実現するため、場の提供を行わなければならない。

2 登録事業者は、各年度末時点での場の提供の実績について、「高齢者生き生きパートナー現状確認報告書」(様式第3号)により、翌年度の5月末までに市長に実績を報告するものとする。

### (登録事業者の禁止行為)

第6条 登録事業者は、場の提供をするときに、自らの製品等の販売や事業への勧誘等の営利を目的とした活動や、布教活動、選挙活動等をすることはできない。

(福岡市の責務)

第7条 市は、登録事業者が行う場の提供に関する情報について、ホームページ等を通じて広く市民に周知するものとする。

(登録事項等の変更)

第8条 登録事業者は、「高齢者生き活きパートナー登録申請書」(様式第1号)に記載した法人等の名称、所在地、代表者名、登録内容に変更があった場合は、速やかに「高齢者生き活きパートナー変更届出書」(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、第3条に定める登録条件を満たさなくなったとき、またはホームページへの掲載を希望しなくなったときは、速やかに「高齢者生き活きパートナー辞退届出書」(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に定める登録条件を満たさなくなったとき。

(2) 場の提供の実績が一年度間全くなり、パートナーとしての登録を取り消すことが適当と判断される時。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、理由を付して登録事業者にその旨を通知する。

附則

(施行日)

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。